

第96回 ISO/TMB（技術管理評議会） 結果報告

2026年7月22日

経済産業省 イノベーション・環境局

国際標準化調整官 大出 真理子

1. TMBとは	3
2. 結果概要	5
3. 決議事項	10
4. TMB通信投票決議一覧	34
5. その他	37

1. TMBとは

TMBとは

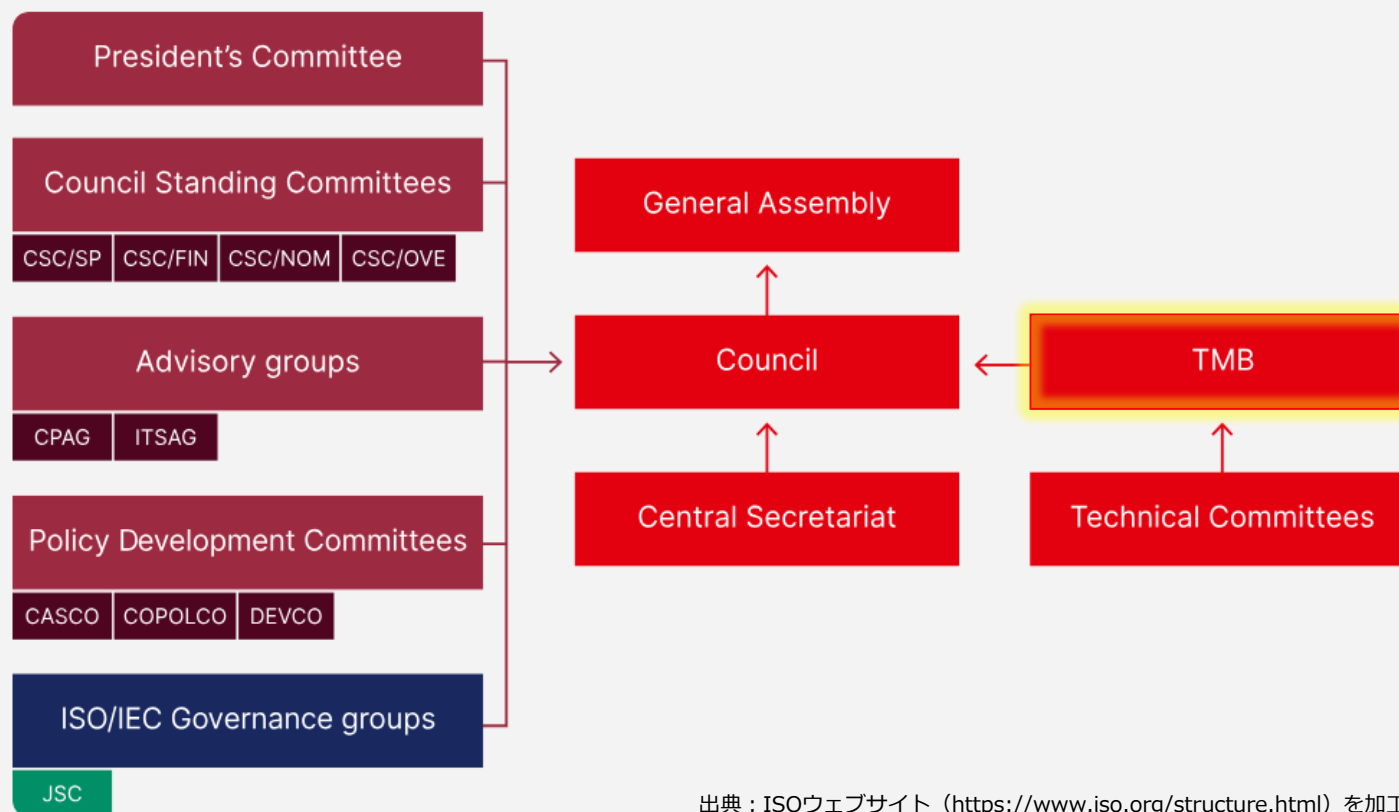
ミッション

- ISO規格作成に関する管理事務的事項
 - ・ TC/SC/PCの設置・廃止
 - ・ 議長任命
 - ・ 幹事国割当
 - ・ ISO/IEC専門業務用指針の改訂 等
- ISO規格作成に関する戦略的事項
 - ・ 規格開発の効率化・迅速化
 - ・ TC/SC戦略ビジネスプランの審議・承認
 - ・ TC/SC活動の調整・モニタリング 等

Technical Management Board (TMB)

The management of the technical work is taken care of by the Technical Management Board, which reports to Council. This body is also responsible for the **technical committees** that lead standards development and any strategic advisory boards created on technical matters.

ISO Governance structure



出典 : ISOウェブサイト (<https://www.iso.org/structure.html>) を加工

2. 結果概要

会議出席者

議長・メンバー

青字：リモート参加

議長（ISO副会長 （技術管理担当））	氏 名
TMB議長（～2026）	Mr. Javier García
次期議長（2027～）	Mr. Ruggero Lensi

ISO事務局	氏 名
ISO事務局 Director, Standardization	Mr. Marco Rossi
ISO事務局 Head of Standards Development and Technical Policy	Mr. Antoine Morin
ISO事務局 Policy Officer	Mr. Thomaz Pollini

国・機関	TMBメンバー
伯 ABNT	Dr. Jorge E.R. Cajazeira
仏 AFNOR	Mr. Franck Lebeugle
米 ANSI	Ms. Sara Desautels
英 BSI	Ms. Amanda Richardson
独 DIN	Dr. Michael Stephan
デンマーク DS	Ms. Pouline Terpiger
日 JISC	Ms. Mariko Ohde
韓 KATS	Mr. Young-Jun Moon
ケニア KEBS	Mr. Zacharia Lukorito Chepkania
豪 SA	Ms. Karen Batt
中 SAC	Dr. Wei Sun
サウジアラビア SASO	Mr. Omar Algwaiz
スウェーデン SIS	Ms. Karin Lindmark
スイス SNV	Mr. Marcel Knecht
西 UNE	Mrs. Natalia Ortiz de Zárate

議題

1. Opening of the meeting

- 1.1 TMB Chair introduction
 - 1.1.1 Declaration of conflicts of interest
- 1.2 Adoption of the agenda
- 1.3 Follow-up on TMB decisions and actions

2. Report from the Chair

3. TMB work programme

- 3.1 TMB Work Programme 2027

4. Policy issues

- 4.1 Proposal for Joint Working Groups Joint Vote
- 4.2 NP and TS/P Voting Quorum
- 4.3 Report - Current State of ISO Liaisons
- 4.4 Graphical symbols
- 4.5 Kigali Agreement (Annex I) implementation
- 4.6 Rationalizing ISO guidance suite to respond to updates ISO/IEC Directives, Part 1

5. Activities of groups reporting to the TMB

- 5.1 TMB Projects (leading)
 - 5.1.1 Committee Strategy Management
- 5.2 TMB Projects (contributing)
 - 5.2.1 Governance review – Update
 - 5.2.2 ISO Open Consultation– follow-up actions
 - 5.2.3 CSC/SP-TMB TF on the review of principles of cooperation with other organizations
- 5.3 TMB Task Forces (TFs)
 - 5.3.1 TMB TF on Stakeholder Engagement– follow-up actions
 - 5.3.2 TMB London Declaration Action Plan TF
 - 5.3.3 Management Systems Standards Task Force (MSS TF)
- 5.4 Strategic Advisory Groups (SAGs) ※該当なし
- 5.5 Joint Groups with Partners
 - 5.5.1 JTF on JTCs – Update
 - 5.5.2 Standardization Programme Coordination Group (SPCG)
- 5.6 Coordination Groups
 - 5.6.1 Climate Change Coordinating Committee (CCCC)
 - 5.6.2 Environmental, Social and Governance Coordinating Committee (ESGCC)
 - 5.6.3 Smart Farming Coordinating Committee (SFCC)

青字：TMB決議あり

黒字：TMB決議なし（情報提供等）

灰字：次回会合に延期

議題（続き）

6. Standards programme management

6.1 Committee activities

- 6.1.1 Systems Committee on Metaverse – Feedback Report
- 6.1.2 ISO/TC 262 – SA and SCC appeals on ISO/NP 31011
- 6.1.3 Engaging with 2025 LD Eicher Award Winner
- 6.1.4 ISO/GHGP Partnership - Update

6.2 Deferred decisions

- 6.2.1 VF 13/2026 - Exception to the minimum number of P-members required for acceptance of a new work item proposal in ISO/TC 306 Foundry machinery
- 6.2.2 VF 15/2026 - IWA on Guidelines for synergy between business support organizations (BSOs) and standards development organizations (SDOs)
- 6.2.3 VF 28/2026 - PSDO Agreement – SMPTE and ISO/TC 36 – Cinematography
- 6.2.4 VF 36/2026 - Approval of the modified title and confirmed scope of ISO/TC 354 Events – Sustainability management and other aspects

6.3 Proposals for new fields of activity

- 6.3.1 TS/P on Construction management
- 6.3.2 TS/P on Groundwater
- 6.3.3 TS/P on Clusters
- 6.3.4 TS/P on Responsible Business Practices and Sustainability Reporting

7. TMB monitoring and performance improvement

7.1 TMB Dashboard

8. ISO/IEC Directives

8.1 Publication of new ISO/IEC Directives

9. ISO and its Partners

9.1 Ratification of common decision(s) during joint TMB/SMB meeting

10. IT Reports

- 10.1 Digitalisation (SMART + OSD)
- 10.2 Update on IT projects

11. Important dates

11.1 Dates, places and subjects for the next TMB meetings

12. Any other business

青字：TMB決議あり

黒字：TMB決議なし（情報提供等）

灰字：次回会合に延期

概観

第96回TMB会合概要

- 2026年6月24・25日に第96回TMB会合がスペイン・マドリードにて開催。対面のTMB会合は年3回開催され、毎年6月はTMB/SMB合同会議とのセット開催であるところ、本年は6月22日にTMB/SMB合同会合、23日にTMBワークショップ（テーマ：リエゾン）が開催され、延べ4日間のTMB/SMBウィークとなった。次回会合は9月最終週のISO年次総会ウィークに仏・パリで開催予定。
- 前回3月のTMB会合が中東情勢悪化の影響を踏まえて急遽圧縮形式（会合時間短縮）となり、多数の議題が持ち越されたため、今次会合は多数の議題を2日間で処理するインテンシブな会合となった。前回のTMB会合は多数のメンバーがリモート参加であったが、今回はほぼ全員が対面参加でもあり、多数のメンバーが積極的に議論に参加する充実した会議となった。

3. 決議事項

(本資料に掲載した決議文は、JSAが作成・公開している日本語訳を一部抜粋したものです。決議の正文はISOポータルをご確認ください)

TMB決議 55/2026

合同作業グループ（JWG）における投票義務，承認の集計および調整に関するポリシーの明確化

Policy clarification on Joint Working Group (JWG) voting obligations, approval calculation and coordination

TMBは、

JWGを基とするプロジェクトに関連してISO/IEC専門業務指針 第1部 箇条2.6.3および2.7.3を適用する際、承認基準は、ISOの「1国1票」の原則に従い、管理責任を有する委員会および関連するすべての委員会のPメンバーを合算し、重複を除いた構成に基づいて集計されることを明確にし、

JWGを基とするプロジェクトに関連してISO/IEC専門業務指針 第1部 箇条1.7.4を適用する際、Pメンバーの投票義務は、管理責任を有する委員会および関連するすべての委員会のPメンバーを合算し、重複を除いた構成に対して適用されることを明確にし、

上に述べたPメンバーの投票義務の適用は、必要なITシステムの更新が実施され、かつ関連するすべての委員会が適切な投票通知を受領した時点で初めて有効とならなければならないことを明確にし、

照会投票後のJWG発のプロジェクトに関連してISO/IEC専門業務指針 第1部 箇条1.12.7および2.6.4を適用する際、決定は、管理責任を有する委員会の議長と、関連する委員会の議長とが合同で行うことを明確にし、

ISO/CSに対し、以下を求める：

- ISO Projects において関連するすべての委員会が正しく特定されるようにし、かつ当該情報を維持管理するプロセスを確立する
- 専門コミュニティに対してこれらの明確化事項を通知し、移行期間中の実施に関するガイダンスを発行する
- これらの明確化事項の実施を支援できるよう、関連する投票通知および投票集計システムを更新する
- 各会員に対し、自国のNMC間の調整を行い、単一の立場を提出する責任があることを助言する

合同作業グループ（JWG）における投票義務，承認の集計および調整に関するポリシーの明確化

Policy clarification on Joint Working Group (JWG) voting obligations, approval calculation and coordination

- JWGは、2つ以上の委員会が共通の関心事である1つ以上の成果物を共同で策定する際に設立され、参加する全ての委員会の専門家が規格の作成プロセスに直接関与する。CD（委員会原案）段階から照会段階に進む際には、参加する全ての委員会のコンセンサスが必要。
- これに対し、照会（DIS）段階及び承認（FDIS）段階における、ISO/IEC Directives Part 1の2.6.4及び2.7.3の規定する、承認に必要な①「投票したPメンバーの2/3以上が賛成」かつ②「反対が投票総数の1/4以下」との基準においては、リード委員会（JWGに参加している全ての委員会のうち、プロジェクトに対する管理責任が割り当てられた1つの委員会）のPメンバーの投票のみが①についてカウントされ、関連委員会のPメンバーの投票は、①の基準にはカウントされず②の基準についてのみカウントされる（ISO/IEC Directives Part 1 1.12.7）。このことが意思決定の有効性、公平性、透明性に影響している可能性があるとして、本件がTMB会合で審議されることとなった。
- 議論の結果、(i)DIS段階及びFDIS段階の承認に必要なPメンバーに、全ての関連委員会のPメンバーをカウントする（ただしISO/IECの「一国一票」の原則から、JWGの複数の関連委員会に参加するPメンバーは1回のみカウント）、(ii)関連委員会のPメンバーも、リード委員会のPメンバーと同様に投票義務適用やITシステムからのリマインダー受領の対象とする、(iii)JWGの議長は、DIS投票後の行動方針を決定するに当たり、関連委員会の議長と調整を行わなければならないこととすることとなった。
- なお、このようなルール変更に伴いITシステム変更が必要となるので、(ii)のPメンバーの投票義務はITシステム更新後の適用となる。また、各NSBは、自国のNMC（国内対応委員会）間の調整を行い単一の立場で投票を行う責任を負うこととなる。JWG向けのガイダンスも今後発行される予定。

TMB決議 56/2026

委員会戦略管理 — 最終報告および活動終了

Committee Strategy Management – Final Report and Closure

TMBは、
戦略計画タスクフォース（SPTF）による最終報告書および推奨事項を受け入れ、
ISO専門委員会の通常の戦略プラン策定ツールとして、ISO Connect 上に提示された、現代化されたSBP（戦略ビジネスプラン）テンプレート、作成ガイダンス、および「サンプル」モデルSBPを承認し、
2026年10月からの新SBP枠組みの本格運用を、附属書SCの書式の廃止を含め、旧テンプレートを使用して既にSBPを作成中の委員会に対しては6か月間の移行期間を設けることと共に確認し、
新しい戦略的アプローチの効果を最大化し、かつ効果的に実施するため、すべてのISO委員会マネジャーおよび委員会議長に対し、2027年12月までに戦略プランに関するeラーニングを修了するよう求め、
ISO/IEC専門業務指針 第1部 箇条2.1.2に基づき、TMBがすべての新規SBPを书面審査により承認することを確認し、一方で、更新および改訂については、TMB決議33/2016に基づき引き続きISO/CSが承認を行うこととし、
次回およびそれ以降の会議において、戦略プランの実施状況に関する最新情報をTMBに報告するよう要請し、
新しいISO戦略プランの枠組みを策定および提供してくれたISO/TMBG/SPTFのコンビーナおよびメンバーの優れた功績に感謝し、
ISO/TMBG/SPTFを解散する。

- ISO戦略計画タスクフォース（ISO/TMBG/SPTF）（注：ISO戦略2030の一環として、ISOの各委員会の戦略管理プロジェクトの実施について助言するため、2022年に設立された会議体）からの最終報告書と推奨事項を承認し、同TFを解散することを決議した。
- 同TFの主な成果は、SBP（戦略ビジネスプラン）文書の新たなテンプレート（ピザモデル）とSBP作成ガイダンスの公表、ISO/IEC Directives Part 1の変更（SCの親委員会のSBPへの貢献、新規作業項目提案（NP）における当該委員会のSBPとの整合性説明等）、ISOの専門コミュニティ全体への戦略ビジネスプラン・トレーニングパッケージの展開など。議論の中で、SBPは、委員会の戦略、持続可能性、ステークホルダーの関与など、達成すべき全要素を1つの文書に集約するとの意義を有し重要であることが再確認された。TMBは全ての新規SBPについて书面審査により承認することが求められることも確認された（更新・改訂は、TMB決議33/2016に基づき引き続きISO事務局が承認）。

TMBは、
ISOの専門コミュニティの価値、および効果的な委員会パフォーマンスの極めて重要な重要性を認識し、
委員会パフォーマンス評価および委員会パフォーマンス評価手法に関するTMBサブグループの取り組みの成果に留意し、
ISOの専門システムの規模を考慮すると、すべての委員会に対して体系的なパフォーマンス評価を行うことは効果的なアプローチではないと認識し、
委員会パフォーマンス評価は、特定の状況下においてTMBの主導により実施されるべきであることに合意し、
エンゲージメントの強化、戦略的対話、および各委員会の目標達成を支援することを目的として、戦略的エンゲージメント・アプローチに基づき特定された10の優先委員会に対し、委員会パフォーマンス評価を実施することに合意し、
定量的および定性的な評価の枠組み、調査手法、標準化された報告様式を含む、附属書2に記載された委員会パフォーマンス評価手法を承認し、
これらの推奨事項に取り組んだTMBサブグループのメンバーに感謝し、
TMBガバナンス・レビュー・サブグループを解散する。

- ・ ガバナンス見直しに関するTMBサブグループ（7か国のTMBメンバー及びTMB議長が参加）から出された勧告のうち、TMBに割り当てられた項目について議論（決議57、58、59）。
- ・ 委員会のパフォーマンス評価サイクルについて。ISOの各委員会のパフォーマンス評価について、全ての委員会に体系的（＝一律、定期的）に行うのではなく、懸念事項（苦情、業績状況等）の発生や、TMBや理事会による優先付けといった特定の条件を満たす委員会に対して、TMBの主導（トリガー）の下で実施すべきとの方針に合意した。また、戦略的エンゲージメント・アプローチに基づき特定された10の優先委員会（ISO戦略の実現に向けて注視が必要な委員会、ISOの地位を確立するために不可欠なトピックにおいて成果を上げる必要がある委員会を選定することを想定）に対しパフォーマンス評価を実施することに合意した。
- ・ 委員会のパフォーマンス評価手法について。定量・定性を組み合わせた評価枠組（注：平均標準化期間、標準作成数等の定量的なデータを、委員会の議長・CM・Pメンバーによるアンケートによる定性的評価で補完する方法）、調査手法、標準化された報告様式等の、勧告で提案された委員会パフォーマンス評価手法を承認した。
- ・ ガバナンス見直しに関するTMBサブグループの解散が決議された。

TMB決議 58/2026

利益相反への対応に関するISOポリシー

ISO Policy to Deal with Conflicts of Interest

TMBは、
理事会による利益相反への対応に関するISOポリシーの承認、および同ポリシーの適用範囲を専門委員会にまで拡大することに留意し、
附属書3に示される、専門委員会への同ポリシーの適用に関する解釈を承認し、
ISO/CSに対し、本ガイダンスを一般に利用可能にし、各委員会に周知するよう要請する。

- ガバナンス見直しに関するTMBサブグループ（7か国のTMBメンバー及びTMB議長が参加）から出された勧告のうち、TMBに割り当てられた項目について議論（決議57、**58**、59）。
- ISOはガバナンスフレームワークの強化を継続しており、組織全体に適用される単一の利益相反に関するポリシーを志向。
- 理事会が2025年2月に承認した「利益相反への対応に関するISOポリシー」は、適用範囲をTCレベルまで拡大するものであるところ（注：従前は理事会メンバー、ISO職員、会長委員会、TMBメンバー等に限定）、同利益相反ポリシーのTCへの適用に関する解釈（注：ガバナンス見直しに関するTMBサブグループがまとめた文書）を承認し、ISO事務局に対し、本ガイダンス（注：同文書のことと思われる）を一般に利用可能にし、各委員会に周知するよう要請した。
- 各TCにおいては、全ての会議の冒頭で参加者に対し、利害関係の申告を明示的に求めることとなる（注：利害関係があることと利益相反は別であり、コンセンサス形成の精神に則りステークホルダーの利害を代表することは利益相反には当たらない）。

TMB決議 59/2026

ISO/IEC専門業務指針 第1部からの ISOサービス合意書 への言及の削除

Removal of references to ISO Service Agreements from the ISO/IEC Directives, Part 1

TMBは、

ISO/IEC専門業務指針 第1部における ISOサービス合意書 への言及が時代にそぐわないものであることに留意し、

IEC中央事務局（IEC/CO）に対し、サービスレベル合意書 への言及を削除することも検討するよう求め、

ISO/IEC合同ディレクティブズメンテナンスグループに対し、ISO/IEC専門業務指針 第1部からサービスレベル合意書への言及をすべて削除するよう要請する。

- ガバナンス見直しに関するTMBサブグループ（7か国のTMBメンバー及びTMB議長が参加）から出された勧告のうち、TMBに割り当てられた項目について議論（決議57、58、**59**）。
- ISO/IEC Directives Part 1 附属書Dで言及されている、幹事国を引き受ける国代表組織に署名が義務付けられている「ISOサービス協定」（注：同協定第5条が定期パフォーマンスレビューを義務付けているが、実際は不実施）の記述について、削除をJDMTに要請。

（参考）ISO/IEC Directives Part 1 附属書D

D.2 幹事国の備えるべき活動資源

幹事国に割り当てられた国代表組織は、必要な業務を行うためにその国内においてどのような方策を取ろうとも、最終的に幹事国として適切に機能することの責任は、その組織自身にあるということを認識しなければならない。幹事国機能を引き受ける国代表組織は、適宜ISO役務協定又はIEC基本協定の当事者とならなければならない。

TMB決議 60/2026

ステークホルダー区分 “H” の適用

Application of stakeholder category “H”

TMBは、

ステークホルダー・エンゲージメントに関するTMBタスクフォースの最終報告書および TMB決議23/2026 に留意し、

ステークホルダー区分 “H” は、グローバル・ディレクトリに登録されているすべてのNSBの職員に対し、当該NSBでの雇用に関連する役割を遂行する際に適用されることを明確にし、

ISO/CSに対し、この変更を円滑に進めるために必要な説明や支援を本年末までにISO会員に提供すること、および2027年3月のTMB会議に向けて進捗状況の報告書を提出することをさらに促す。

- 前回3月のTMB会合で、TMBは、ステークホルダーエンゲージメントに関するTMB TFから出された勧告（全14項目）を承認（TMB決議23/2026）。このうち推奨事項6（NSB職員又はISO職員へのステークホルダーカテゴリーの割当て）について、全てのNSB職員を新たなカテゴリー「H」（中立的ファシリテーター）に移行すべきか、あるいはNSB職員が他のステークホルダーカテゴリーに分類されるべき状況が残っているのかを明確にする必要性を指摘し、対応する提案を今次会合に提出することを要請していた。
- 議論の結果、NSB職員は、NSBの役割とは無関係な別の専門的立場で明示的に活動している例外的な場合にのみ、他のステークホルダーカテゴリーが適用されるべきであり、ステークホルダー区分「H」が、グローバル・ディレクトリに登録されている全てのNSBの職員に対し、当該NSBでの雇用に関連する役割を遂行する際に適用されることが明確化された。また、TMBは、ISO事務局に対し、この変更を円滑に進めるために必要な説明や支援を本年末までにISO会員に提供すること、2027年3月のTMB会合に進捗状況の報告書を提出することを促した。

TMB決議 61/2026

メタバースに関するIEC/ISO合同システム委員会

Joint IEC/ISO Systems Committee on Metaverse

TMBは、

メタバースに関するIEC/ISO合同システム委員会の設置に向けた IEC/SMB からの提案に留意し、

TMB決議31/2026、および関連委員会への協議と意見収集の要請を想起し、

ISO/IEC JTC 1から寄せられたフィードバックにもまた留意し、

IEC会員協議での承認を条件として、メタバースに関するIEC/ISO合同システム委員会の設置を承認し、

関心を持つISO会員に対し、本合同 IEC/ISOシステム委員会の業務に積極的に参加するよう促す。

- メタバースについて、SMBは、JSyC（ISO/IEC合同システム委員会）設置を2025年6月のSMB決議で承認。これを受けてTMBは、2025年10月のTMB会合までに関連委員会からのフィードバックを提供するよう事務局に要請。その後、**SMBは本年2月のSMB決議において、JSyCの設置機会を検討するようTMB側に改めて要請。TMBは、本年3月のTMB決議31/2026において、関係する委員会からのフィードバック収集を事務局に改めて要請していたもの。**
- JTC 1から得られたフィードバックを踏まえ、TMBは、メタバースに関するJSyCの設置を承認した。**なお、「メタバース」という用語がやや時代遅れになっているとの指摘や、一部の国で商標として保護されている可能性があるとの指摘を受け、名称等についてはISO内で別途検討される予定。
- なお**IEC側は、まずIEC単独でメタバースに関するSyC（システム委員会）を設置する加盟国投票を実施し、既に設置が承認されている（本TMB決議61/2026により、IEC SyCがJSyCに改組された）。**

TMB決議 62/2026

ISO/TC 262 – ISO/NP 31011に関する SA および SCC からの異議申し立て

ISO/TC 262 – SA and SCC appeals on ISO/NP 31011

ISO/NP 31011 リスク及び機会に対処するマネジメントシステム–ガイドライン の進捗に関して SA および SCC から提出された異議申し立てに留意し,

投票結果に基づき, ISO/NP 31011 に関する業務を継続してよいことを確認し,

ISO/NP 31011を開発するWGに対し, ISO 31000 および関連するガイダンス文書との重複の可能性に関して提起されたすべてのコメントを検討および対処し, 次回の会合後にその審議結果をTMBに報告するよう指示する。

- 2026年2月、TMB事務局は、ISO/TC 262におけるNP（新業務項目）提案であるISO/NP 31011「リスクと機会に対処するためのマネジメントシステム–ガイドライン」の推進に関する決定について、豪SAとカナダSCCから異議申し立てを受けた。
- 両異議申し立ては、新規提案されたMSSタイプB規格（注：要求事項を含まずガイドラインを規定するマネジメントシステム規格）が、既存規格であるISO 31000（注：世界的に広く普及している、タイプBのリスクマネジメント規格）や関連するリスクマネジメントガイダンスと重複又は矛盾しているとの理由で、NPの推進に異議を申し立てるもの。
- 議論の結果、TMBの役割は提案内容の正否を判断することではなく異議申し立ての根拠に十分な理由があるかを判断することであるとの観点から、委員会における投票結果に基づきISO/NP 31011に関する業務を継続してよいことを確認し、規格開発を行うWGに対して、既存規格等との重複の可能性に関して寄せられたコメントを検討・対処し、次回会合後にその審議結果をTMBに報告するよう指示した。

TMB決議 63/2026

ISO/TC 306 鑄造機械 における新業務項目提案の受理に必要なPメンバーの最小数に関する例外措置 Exception to the minimum number of P-members required for acceptance of a new work item proposal in ISO/TC 306 Foundry machinery

TMBは、

ISO/TC 306（鑄造機械）の ISO/NP 25794 に関し、ISO/IEC専門業務指針 第1部 箇条2.3.5 b) の例外措置を求める要請を不承認とする。

- NP提案の承認条件として、ISO/IEC Directives Part 1の2.3.5によれば、Pメンバーの総数が16以下の委員会においては4か国以上のPメンバーの参加が必要であるところ、**ISO/TC 306（鑄造機械）におけるNP提案（ISO/NP 25794：低圧ダイカスト機の安全要求）**について、Pメンバー数がこれに満たない場合の例外措置を認めるか否かを審議するもの。
TMB通信投票（13/2026）においては、承認が多数を占めたものの意見が割れた。
- 議論の結果、低圧ダイカスト機の主要メーカーを擁する4か国（中、独、伊、日）のうち専門家の参加にコミットしている国が少数であること等を踏まえ、ルールの特例を認めるだけの正当性が認められず、例外措置を求める要請を認めない結論となった。

TMB決議 64/2026

ビジネス支援機関（BSO）と規格開発機関（SDO）との間の相乗効果に関するガイドラインについての IWA

IWA on Guidelines for synergy between business support organizations (BSOs) and standards development organizations (SDOs)

TMBは、

本提案の策定に向けた提案者のイニシアチブと尽力に感謝し、

ビジネス支援機関（BSO）と規格開発機関（SDO）との間の相乗効果に関するガイドラインについてのIWA提案を承認し、

幹事国を KEBS（ケニア）に割り当てる。

- 本件は、**KEBS（ケニア）による新規IWA（国際ワークショップ協定）提案**。2025年10月にKEBSとODCCN（貿易開発標準協力機構）が、「BSOとSDOとの間の相乗効果に関するガイドラインについてのIWA」の提案をTMB事務局に提出。ISO事務局による初期評価やTMB事前コンサルテーションを経たTMB通信投票（15/2026）においては、承認が多数を占めたものの意見が割れた。
- 議論の結果、**IWAというオープンで参加型のアプローチが、関連するステークホルダー（中小・小規模企業、ビジネス支援機関等）を結集させるのに有用**であるという、パートナーシップ推進の観点から、**本件IWA提案を承認し、幹事国をKEBSに割り当てた**。

TMB決議 65/2026

PSDO協定 – SMPTE と ISO/TC 36 - 映画

PSDO Agreement – SMPTE and ISO/TC 36 - Cinematography

TMBは、

本協力関係の採択プロセスについて、シドニーで開催された直近のTMB会合で合意された文言に従い、かつ、今後発行されるISO/IEC専門業務指針との整合性を確保することを承認し、

本協力関係をISOとSMPTEの共同イニシアチブとして進めることを理事会に推奨する。

- 本件は、SMPTE（米国映画テレビ技術者協会）とISO/TC 36（映画）の間のPSDO（パートナー標準化開発機関：Partner Standards Development Organization）協定締結に係るもの。PSDO協定締結により、SMPTE規格をISO規格として採択する体系的な枠組を構築し、両規格の整合性を確保することを狙いとする。TMB通信投票（28/2026）においては、多数のメンバーが協定締結に賛成したものの、数か国のTMBメンバーからコメントが提出された。
- 結論として、本年10月に発効する改定版ISO/IEC Directives Part 1との整合性を確保する前提で、本協力関係をISOとSMPTEの共同イニシアチブとして進めることを理事会に推奨することとなった。

TMB決議 66/2026

ISO/TC 354 イベント－サステナビリティ管理およびその他の側面 の名称変更及び確認済業務範囲の承認

Approval of the modified title and confirmed scope of ISO/TC 354 Events – Sustainability management and other aspects

TMBは、
ISO/TC 354 イベント－サステナビリティ管理およびその他の側面 の名称変更及び確認済業務範囲を、以下の通り承認する。

変更後の名称：（削除部分は赤色の取消し線，追加部分は青色の下線で表示）

イベント－~~サステナビリティ管理およびその他の側面~~

確認済業務範囲：

イベントの分野における標準化。これには、あらゆる形式のイベント（例：商業展示会，美術展，会議，フォーラム，競技会）及び様々な目的（例：ビジネス，学術，スポーツ，文化）のイベントが含まれる。

持続可能な社会を支援するイベントのマネジメント，及びイベントに関連するその他のあらゆる側面の標準化。

これには、イベントという特定の文脈において、用語，指標及び測定，データ管理，危機管理，健康・安全・セキュリティ，持続可能性（社会的責任及びレガシーを含む），アクセシビリティ，及び技術の標準化が含まれる。

本委員会に対し，確認済業務範囲を維持するよう指示する。

- 本件は、TMB決議29/2025において加盟国投票での承認を条件に設置が決定されたISO/TC 354について、同TCがその第1回総会でTCのタイトルを変更する決議を採択したことから、TCのタイトル変更についてTMB承認を求めるもの（スコープは変更なし）。TMB通信投票（36/2026）においては、承認が多数を占めたものの意見が割れた。なお本件TC設立は、TCとその傘下のSCという構造やそれぞれの事務局割り当てをまとめて承認するという、従来のアプローチからの逸脱的なアプローチによるものであった。
- 議論の結果、TMBとして重要なことはTCの意見に耳を傾け導くことであるとの考えの下、タイトル変更を承認しつつ、最も重要なことは成果を出す（規格を作成する）ことでありTC 354は作業の開始にフォーカスすべきであるので、TC 354に対しTMBが確認した同TCのスコープを維持するよう指示した。

TMB決議 67/2026

建設管理に関するTS/P提案のレビュー

Review of TS/P proposal on Construction management

TMBは、
INSO（イラン・イスラム共和国）の取り組み及び提案に感謝し、
TMBメンバーが示した懸念に留意し、
本主題が ISO/TC 59 構築物及び土木工事 に関連していることに留意し、建設管理に関する新たな専門委員会の設置を不承認とし、
この分野の業務に対する関与及び関心の度合いを評価するための全ISO会員との協議結果を条件として、本提案を ISO/TC 59 に割り当て、
ISO/TC 59 に対し、INSOと協力して、分科委員会の体制下でこの業務を最善の方法で進めるための検討を行うよう要請し、
ISO/TC 59 に対し、その名称及び業務範囲を見直しおよび改訂し、ISO/IEC専門業務指針に従って正式な批准を得るためにTMBへ最終版を提出するよう求め、
ISO/TC 59 に対し、次回の全体会議後にTMBへ報告するよう求める。

- 本件はINSO（イラン）による新規TC設置提案。建築・土木分野のプロジェクトにおける施工段階のマネジメントの標準化を目指すもの。TMB事前コンサルテーションにおいては、**ISO/TC 59（構築物及び土木工事）**を始めとする複数の**既存委員会との重複**が指摘された。
- 本会合では、提案国から本件新規TC設置提案の意義や当該分野のISO規格作成の必要性等についてのプレゼン及び質疑応答が行われた。
- 議論の結果、**本件新規TC設置を不承認とし、本件提案をISO/TC 59に割り当てる案で全会員団体（MB）投票にかける**結論となった（注：新規TCを設置せず既存委員会に割り当てる場合でも、提案へのニーズがあるか否かを確認するために全会員団体に協議するもの）。なお**ISO/TC 59に対しては、INSOと協力して、SCの立て付けで本件提案内容を最善の方法で進めるための検討を行うよう要請**するとともに、**TC 59の名称・業務範囲を見直さないし改訂してTMBへ最終版を提出するよう求め、次回TC 59総会後にTMBへの報告**を求めることとした。

TMB決議 68/2026

地下水に関するTS/P提案のレビュー

Review of TS/P proposal on Groundwater

TMBは、

ISO/IEC専門業務指針の箇条1.5.5に従い、地下水に関するTS/Pのレビューが完了したことを確認し、
本提案をすべての会員団体に回付することを承認する。

- 本件はKATS（韓国）による新規TC設置提案。ISO/TC 113（水文水理観測）/SC 8（地下水）をTCに改組し、地下水を単に測定対象として捉えるのではなく管理すべき資源として捉え、地下水の利用可能性、涵養、予測、介入等の標準化を目指すもの。KATSは当初、地下水モデリングや管理型帯水層涵養などの計画中的NPに対応するためSC 8の業務範囲拡大を検討していたが、2024年4月のTC 113総会において、TC 113の業務範囲を拡大するのではなく独立したTCを立ち上げることを推奨する決議がなされ、本件提案に至ったもの。TMB事前コンサルテーションにおいては、ISO/TC 113、ISO/TC 224（飲料水、汚水及び雨水に関するシステムとサービス）等の複数の既存委員会との重複が指摘された。
- 本会合では、提案国から本件新規提案の意義（既存SCの業務範囲拡大の必要性）や新規TC の下でのISO規格作成の必要性についてのプレゼン及び質疑応答が行われた。
- 議論の結果、地下水分野の標準化としての重要性に合意し、TMBは、**本件提案（新規TC設置提案）をすべての会員団体に回付する（＝MB投票にかける）ことを承認**した。

TMB決議 69/2026

クラスターに関するTS/P提案のレビュー

Review of TS/P proposal on Clusters

TMBは、
SAC（中国）の取り組みと提案に感謝し、
TMBメンバーが示した懸念に留意し、
本件主題がISO/TC 279 イノベーションマネジメントに関連していることを踏まえ、クラスターに関する新たな専門委員会の設置を不承認とし、
この活動分野への関与および関心の度合いを評価するためのISO会員との協議結果を条件として、本提案を ISO/TC 279 に割り当て、
ISO/TC 279 に対し、本提案を検討し、今後の進め方を決定するよう要請し、
ISO/TC 279 に対し、必要に応じて名称および業務範囲を見直しおよび改訂した上で、ISO/IEC専門業務指針に従い、正式な批准を得るために最終版をTMBへ提出するよう求め、
ISO/TC 279 に対し、次回の全体会議後にTMBへ報告するよう求める。

- 本件はSAC（中国）による新規TC設置提案。クラスター（共通の課題と機会に直面する、相互に連携した企業・関連機関の地理的集積）に関する標準化を目指すもの。TMB事前コンサルテーションにおいては、**ISO/TC 279（イノベーションマネジメント）**を始めとする複数の**既存委員会との重複**や、ISO/TC 279が開発中のISO/AWI 56012（イノベーション・エコシステム管理）との重複が指摘された。
- 本会合では、提案国から本件新規TC設置提案の意義や当該分野のISO規格作成の必要性等についてのプレゼン及び質疑応答が行われた。
- 議論の結果、**本件新規TC設置を不承認とし、本件提案をISO/TC 279に割り当てる案で全会員団体（MB）投票にかける結論**となった。なお**ISO/TC 279に対しては、必要に応じてTC 279の名称・業務範囲を見直さないし改訂してTMBへ最終版を提出するよう求め、次回TC 279総会後にTMBへの報告**を求めることとした。

TMB決議 70/2026

責任あるビジネスプラクティスおよびサステナビリティ報告 に関するTS/P提案のレビュー Review of TS/P proposal on Responsible Business Practices and Sustainability Reporting

TMBは、
責任あるビジネスプラクティスおよびサステナビリティ報告 に関するTS/PのレビューがISO/IEC専門業務指針の簡条1.5.5に従って完了したことを確認し、
この領域の業務に対する関与および関心の度合いを評価するためのISO会員への協議による承認を条件として、責任あるビジネスプラクティスおよびサステナビリティ報告 に関する新しい専門委員会を設置することを原則として決定し、
承認された場合にはABNT（ブラジル）との間で幹事国および議長のツイニング体制が構築されることを考慮し、この新専門委員会の幹事国をBSI（イギリス）に割り当て、
ISO会員への協議による承認を条件として、持続可能な開発目標の管理 に関する新しい分科会を設置することを原則として決定し、
承認された場合にはこの新分科会の幹事国をDS（デンマーク）に割り当て、
ISO会員への協議による承認を条件として、社会的責任 に関する新しい分科会を設置することを原則として決定し、
承認された場合にはこの新分科会の幹事国をAFNOR（フランス）に割り当て、
ISO会員への協議による承認を条件として、サステナビリティ報告 に関する新しい分科会を設置することを原則として決定し、
承認された場合にはこの新分科会の幹事国をBIS（インド）に割り当て、
本委員会およびこれら分科会に対し、初回会合後に名称および業務範囲を確定させ、承認のためにTMBへ提出するよう求める。

TMB決議 70/2026

責任あるビジネスプラクティスおよびサステナビリティ報告 に関するTS/P提案のレビュー

Review of TS/P proposal on Responsible Business Practices and Sustainability Reporting

- 本件は、ABNT（ブラジル）、AFNOR（フランス）、DS（デンマーク）、BIS（インド）、BSI（英国）による新規TC設置提案（傘下に3つのSCを設置する提案を含む）。TC幹事国はBSI（幹事国及び議長をABNTとツイニング）。
- 2025年3月のTMB会合（TMB決議20/2025）において、ESGの専門的一貫性に関するタスクフォース（ESG TF）の報告書と勧告を受け入れるとともに、「責任あるビジネスプラクティスと持続可能性報告」に関するTCを設置する提案をISOのすべての会員団体に回付することを承認し、また、TS/Pが承認された場合、環境、社会、ガバナンス（ESG）規格の開発における戦略的整合性、一貫性、及び統一ビジョンを確保するために共同管理グループを設置することを決定。
- これを踏まえ、上記TC設置とともに、「持続可能な開発目標の管理」（幹事国：DS）、「社会的責任」（幹事国：AFNOR）、及び「サステナビリティ報告」（幹事国：BIS）に関するSC設置を提案。ISO/TC 322（持続可能なファイナンス）、ISO/TC 309（組織のガバナンス）、ISO/TC 207（環境管理）、及び新設予定のTCのリーダーシップチームから構成される管理グループの設置も本提案に含まれる。責任ある事業活動（企業が社会課題解決への貢献と自社のビジネスを両立させるための取組）、企業の持続可能性、ESG原則、透明性のある報告枠組の標準化を目指すもの。
- TMB事前コンサルテーションにおいては、既存の会議体（ESGCC）との関係、既存の委員会（ISO/TC 309等の上記TCに加え、ISO/TC 323（循環型経済）等）との重複、TCと3つのSCをパッケージで承認することの是非が指摘された。
- 議論の結果、ISOが規格という自主的な枠組を本分野で推進することの意義や、これまで長く議論がなされてきた経緯に鑑みスピーディに本件を前進させることの重要性に鑑み、TMBは、本件提案（新規TC設置提案）をすべての会員団体に回付する（＝MB投票にかける）ことを承認するとともに、新たに設置されるTC及びSCに対して、初回総会後に名称・業務範囲を確定させ、承認のためにTMBへの提出を求めることとした。

TMB決議 71/2026

ISO/IEC専門業務指針整合化プロジェクトの主要部分完了の確認および次の段階

Acknowledgement of the completion of the main ISO/IEC Directives Alignment Project and next steps

TMBは、

JDMTが、ISO/IEC専門業務指針 第1部：2026 専門業務の手順 および マネジメントシステム規格 に関して ISO/IEC専門業務指針 第2部 追補：2026 についてコンセンサスに達したことを認め、

ISO/IEC専門業務指針 第1部2026年版が、ISOとIECに合同で適用される単一かつ共通の手順として重要な節目となることを認識し、

主要な成果物の完了に伴い、ISO/IEC専門業務指針整合化プロジェクトを終了させることを追認し、

この重要なプロジェクトを成功裏に完了させたJDMTメンバーおよびJDMT事務局の多大な貢献、献身、そして協力的な取り組みに感謝し、

ISO/IEC専門業務指針第2部の次期改訂を含む、ISO/IEC専門業務指針に関する合同の取り組みの次の段階への移行を歓迎し、

共通のISO/IEC専門業務指針の枠組みの円滑な導入、周知、および将来的な発展を支援するため、ISOとIEC間の継続的な協力を奨励する。

- TMBは、ISO/IEC Directives Part 1の整合化プロジェクトの完了を認め、同Directives Part 2の改定を含む次の段階への移行を歓迎する決議を行った。

TMB決議 72/2026

AIガバナンスに関する JTF

JTF on Governance of AI

TMBは、

2026年6月22日に開催された SMB/TMB合同会議での報告を受け、TMB（およびIEC/SMB）は、

本JTFが任務を完了したことに賛同し、同グループを解散し、IECおよびISOの専門委員会におけるAI利用に関するガイダンスの最新版が、両機関のウェブサイトで利用可能になったことが留意され、

TMBおよびIEC/SMBは、今後のすべてのSMB/TMB合同会議において、標準化におけるAIを常設議題とすることにも合意し、

TMBは、JTFの共同コンビーナおよびメンバーの取り組みに感謝した。

- 6月22日に開催されたSMB/TMB合同会議において、TMB及びSMBは、AIガバナンスに関する合同タスクフォース（JTF）がその任務を完了したことを認め、これに伴い、同TFを解散することを決定した。
- 「IECおよびISO専門委員会における人工知能（AI）利用に関するガイダンス」の最新版は、ISO及びIECのウェブサイトで利用可能。標準化におけるAIは、今後もSMB/TMB合同会議における継続的な検討事項として位置づけることで合意された。

TMB決議 73/2026
SMART CCAG議長
SMART CCAG Chair

TMBは、
2026年9月より開始されるSMART CCAGの次期議長として、Franck Lebeugle (AFNOR) を指名することを承認する。

- TMBは、ISO/IEC規格のSMART化に向けて規格開発の上流部分に係る必要な検討を行う会議体であるCCAG (Contents Creation Advisory Group) の次期議長について、仏TMBを指名することを承認した。

TMB決議 74/2026

CSC/OVEによるコンピテンシーおよびダイバーシティのマトリックスの開発へのTMB代表者 TMB Representatives to the CSC/OVE Development of the Competency and Diversity Matrix

TMBは、

CSC/OVEによるTMBのコンピテンシーおよびダイバーシティのマトリックスの開発に関し、TMBの代表者としてTMB議長および Pouline Terpager (DS) を承認する。

- 理事会については、理事会全体として必要な能力と多様性が確保されているかを見える化する「能力・多様性マトリックス」をCSC/OVE（監視 理事会常設委員会）が作成しているところ、TMBに関しても、理事会のマトリックスを適宜参考にしつつ同様の取組を行うことが本会合において提案された。
- CSC/OVEによるTMBのコンピテンシー及びダイバーシティのマトリックスの開発に関し、TMBの代表者として、TMB議長及びデンマークTMBを承認した。

TMB決議 75/2026

苦情処理プロセスの見直し

Review of Complaints Handling Process

TMBは、
苦情処理プロセスを見直す必要性を認め、
この課題への対処として最も適切な方法について、CSC/OVEに対しTMBへの指導を要請する。

- 一部のTMBメンバーから、苦情処理プロセスを見直す必要性について指摘があった。
- TMBは、苦情処理プロセスを見直す必要性を認識し、ISOのガバナンス構造内でこれを推進する最も適切な方法について、組織のガバナンスを監督する機関であるCSC/OVE（監視 理事会常設委員会）に対し指導を要請することとした。

4. TMB通信投票決議一覧

(2026年第95回TMB会議以降～第96回TMB会議まで)

TMB決議 33/2026 ～ TMB決議 53/2026

TMB決議 33/2026	ISO/TC 279 イノベーションマネジメントの業務範囲の変更
TMB決議 34/2026	ISO/TC 350 クリエイティブ デジタル デザインの業務範囲の変更
TMB決議 35/2026	ISO/TC 107 の下の 化学蒸着コーティング に関する新たな分科委員会（SC 10）の設置
TMB決議 36/2026	廃止投票への異議（2025年第3四半期）－追加
TMB決議 37/2026	ISO/PC 348 － 持続可能な原材料 の解散
TMB決議 38/2026	撤回投票に対する異議（2025年第4四半期）
TMB決議 39/2026	TC議長の任命（2026年2月）
TMB決議 40/2026	廃止投票への異議（2025年第4四半期）
TMB決議 41/2026	議長任期9年制限に対する例外要請 － ISO/TC 126 たばこ及びたばこ製品
TMB決議 42/2026	SCC とTTBS 間の ISO/TC 207 環境管理に関する議長ツイニングの承認
TMB決議 43/2026	ISO/TC 11 ボイラ及び圧力容器の業務範囲の変更
TMB決議 44/2026	ISO/TC 71 コンクリート, 鉄筋コンクリート及びプレストレストコンクリートの業務範囲の変更

TMB決議 33/2026 ～ TMB決議 53/2026

TMB決議 45/2026	IEC/ISO JTC 3における量子コンピューティングに関する新分科委員会の設置の批准
TMB決議 46/2026	ISO/TC 37/SC 3 専門用語資源の管理の再割り当て
TMB決議 47/2026	SISとIST間のISO/TC 356 子どもの権利マネジメントに関する幹事国ツイニングの承認
TMB決議 48/2026	TC議長の任命（2026年3月）
TMB決議 49/2026	ISO/IEC 包摂的用語に関する合同諮問グループ最終報告書
TMB決議 50/2026	廃止投票への異議（2026年第1四半期）
TMB決議 51/2026	TC議長の任命（2026年4月）
TMB決議 52/2026	ISO/TC 211 メンテナンス機関（MA）の規格リストの更新の承認
TMB決議 53/2026	ISO/TC 354/SC 1 イベント運営におけるサステナビリティ（持続可能性）の確認済業務範囲の承認
TMB決議 54/2026	TC議長の任命（2026年5月）

6. その他

今後の会合予定

TMB会合

会議	日程	場所
第97回TMB会合	2026年9月28日、10月1日	パリ（フランス）
第98回TMB会合	2027年3月	ソウル（韓国）
第99回TMB会合	2027年6月	ヴィンタートゥール（スイス）
第100回TMB会合	2027年9月	イスタンブール（トルコ）
第101回TMB会合	2028年3月	TBC（米国）
第102回TMB会合	2028年6月	ジュネーブ（スイス）
第103回TMB会合	2028年9月	ナイロビ（ケニア）
第104回TMB会合	2029年3月	TBC（中国）

第96回TMB会合



ご清聴ありがとうございました

経済産業省ウェブサイト（標準化・認証政策）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/index.html>

日本産業標準調査会（JISC）ウェブサイト

<https://www.jisc.go.jp/>

一般社団法人 日本規格協会（JSA）ウェブサイト（TMB決議集などを掲載）

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/std_hokokukai